

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**令和4年6月16日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第2100213号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第2200010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和57年3月まで

私は、請求期間について、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年5月1日であり、請求期間において厚生年金保険の適用事業所でなかつたことが確認できる。

また、A社は平成23年8月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る閉鎖事項全部証明書によると、平成29年5月24日付けで破産手続終結が決定されているところ、代表清算人である破産管財人は、同社の資料は何も残っていない旨陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社が上記適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、所在が判明した、請求者が氏名を記憶している同僚を含む14人に照会を行ったところ、7人から回答又は陳述を得られたが、いずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該7人のうちの2人は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前から同社に勤務しており、その間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。